

新	旧
③ 競争参加資格 本業務は、以下に示す任意に結成された異業種特定建設工事共同企業体（以下、「異業種 JV」という。）又は単体企業による実施方式とする。異業種 JV においては、国土交通省通達「中小建設業の振興について」（昭和 37 年建設省発第 79 号）における結成方式（甲型・乙型）を指定しない。ただし、結成方式を乙型とした場合には、下記の土木施工業務・建築業務で甲型 JV を組織し、甲型 JV を単位として乙型 JV を構成すること。なお、業務毎の構成員が 1 社である場合にはこの限りではない。 甲型 JV 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があり、出資比率の最大の者とする。また、共同企業体の構成員の出資比率は、均等割の 10 分の 6 を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。 ・設計業務を行う者（異業種 JV の構成員は最大 1 社で結成） 基本設計内容の確認業務・実施設計業務（建造物、石垣等）等を担当する。 ・土木工事を施工する者（異業種 JV の構成員は最大 2 社で構成） 石垣整備の工事施工業務を担当する。 ・建築工事を施工する者（異業種 JV の構成員は最大 2 社で構成） 建造物整備の工事施工業務を担当する。 （1）異業種 JV に関する事項 共同企業体の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。 ア 異業種 JV のすべての構成員が満たすべき条件 （ア）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。 （イ）国税及び地方税（愛知県税・刈谷市税）について滞納がない法人。 （ウ）参加する JV のすべての構成員は愛知県内に営業所を有する者でなければならない。（設計業務を行う者は除く。）また、その構成員のうち少なくとも 1 社は市内に主たる営業所を有するものでなくてはならない。 （エ）別に参加する共同企業体の構成員でないこと。 イ 異業種 JV の代表者について 本市との調整・協議等における窓口を担う代表者を定めること。 また、代表者は経営事項審査（審査基準日が直近のものに限る。）における土木一式及び建築一式工事の総合評価値がそれぞれ 1,600 点以上であること。	③ 競争参加資格 本業務は、以下に示す任意に結成された異業種特定建設工事共同企業体（以下、「異業種 JV」という。）又は単体企業による実施方式とする。異業種 JV においては、国土交通省通達「中小建設業の振興について」（昭和 37 年建設省発第 79 号）における結成方式（甲型・乙型）を指定しない。ただし、結成方式を乙型とした場合には、下記の土木施工業務・建築業務で甲型 JV を組織し、甲型 JV を単位として乙型 JV を構成すること。なお、業務毎の構成員が 1 社である場合にはこの限りではない。 甲型 JV 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があり、出資比率の最大の者とする。また、共同企業体の構成員の出資比率は、均等割の 10 分の 6 を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。 ・設計業務を行う者（異業種 JV の構成員は最大 1 社で結成） 基本設計内容の確認業務・実施設計業務（建造物、石垣等）等を担当する。 ・土木工事を施工する者（異業種 JV の構成員は最大 2 社で構成） 石垣整備の工事施工業務を担当する。 ・建築工事を施工する者（異業種 JV の構成員は最大 2 社で構成） 建造物整備の工事施工業務を担当する。 （1）異業種 JV に関する事項 共同企業体の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。 ア 異業種 JV のすべての構成員が満たすべき条件 （ア）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。 （イ）国税及び地方税について滞納がない法人。 （ウ）参加する JV のすべての構成員は愛知県内に営業所を有する者でなければならない。（設計業務を行う者は除く。）また、その構成員のうち少なくとも 1 社は市内に主たる営業所を有するものでなくてはならない。 （エ）別に参加する共同企業体の構成員でないこと。 イ 異業種 JV の代表者について 本市との調整・協議等における窓口を担う代表者を定めること。 また、代表者は経営事項審査（審査基準日が直近のものに限る。）における土木一式及び建築一式工事の総合評価値がそれぞれ 1,600 点以上であること。

新	旧
び受講日の翌年の 1 月 1 日から 5 年以内の監理技術者講習修了証を併せて有すること。 (ウ) 建築工事を施工する者 a 元請として、伝統的木造構法により城郭建築又は神社仏閣の工事の施工実績を有すること(共同事業体としての実績は、その代表者としての実績に限る。)。なお、2 社で構成する場合には、少なくとも 1 社が元請として施工実績を有すればこの限りではない。 b 次に掲げる条件をすべて満たす者を現場代理人及び監理技術者又は主任技術者として配置できること。なお、建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条第 1 項に該当する場合において当該技術者は専任であること。同時に当該技術者は営業所における専任の技術者でないこと。ただし、2 社による構成員で構成される場合は、それぞれの構成員にて技術者を配置すること。 (α) 一級建築士、1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者 (β) 直接かつ連続して 3 ヶ月以上の雇用関係を有する者 (γ) 監理技術者については、建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び受講日の翌年の 1 月 1 日から 5 年以内の監理技術者講習修了証を併せて有すること。 (2) 単体企業に関する事項 単体企業の代表者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。 ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。 イ 国税及び地方税(愛知県税・刈谷市税)について滞納がない法人。 ウ 経営事項審査(審査基準日が直近のものに限る。)における土木一式及び建築一式工事的総合評価値がそれぞれ 1,600 点以上であること。 エ 別に参加する共同企業体の構成員でないこと。 オ その他、異業種 JV に求める条件に記載の JV に関すること以外について、条件を満たしているもの。 4 実施説明書等の交付 (1) 実施説明書等の交付方法	び受講日の翌年の 1 月 1 日から 5 年以内の監理技術者講習修了証を併せて有すること。 (ウ) 建築工事を施工する者 a 元請として、伝統的木造構法により城郭建築又は神社仏閣の工事の施工実績を有すること(共同事業体としての実績は、その代表者としての実績に限る。)。なお、2 社で構成する場合には、少なくとも 1 社が元請として施工実績を有すればこの限りではない。 b 次に掲げる条件をすべて満たす者を現場代理人及び監理技術者又は主任技術者として配置できること。なお、建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条第 1 項に該当する場合において当該技術者は専任であること。同時に当該技術者は営業所における専任の技術者でないこと。ただし、2 社による構成員で構成される場合は、それぞれの構成員にて技術者を配置すること。 (α) 一級建築士、1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者 (β) 直接かつ連続して 3 ヶ月以上の雇用関係を有する者 (γ) 監理技術者については、建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び受講日の翌年の 1 月 1 日から 5 年以内の監理技術者講習修了証を併せて有すること。 (2) 単体企業に関する事項 単体企業の代表者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。 ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。 イ 国税及び地方税について滞納がない法人。 ウ 経営事項審査(審査基準日が直近のものに限る。)における土木一式及び建築一式工事的総合評価値がそれぞれ 1,600 点以上であること。 エ 別に参加する共同企業体の構成員でないこと。 オ その他、異業種 JV に求める条件に記載の JV に関すること以外について、条件を満たしているもの。 4 実施説明書等の交付 (1) 実施説明書等の交付方法

新	旧
分まで（休日除く。） 郵送する場合は、同日までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。） （２）提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）による。 （３）提出先 刈谷市都市公園部公園整備課事業推進係 住所 〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町１丁目１番地 電話 0566-93-5195 （４）提出部数 １部 （５）注意事項 ア 提出書類は、配布の様式により作成することとし、秘密保持に関する誓約書（様式第１号）を提出すること。なお、提出期限を過ぎてからの資料の差し替え及び再提出は原則認めない。 イ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書に関し、本市より説明を求められた場合には、その求めに応じること。 ウ 競争参加資格の確認については、その結果（競争参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）を令和７年４月２５日（金）までに申請書等を提出した者（共同企業体の場合はその代表者）に対し、随時、書面により通知する。 エ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の作成、提出に係る費用は、応募者の負担とする。 ６ 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明 （１）競争参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。 （２）市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１４日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。	分まで（休日除く。） 郵送する場合は、同日までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。） （２）提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）による。 （３）提出先 刈谷市都市公園部公園整備課事業推進係 住所 〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町１丁目１番地 電話 0566-93-5195 （４）提出部数 １部 （５）注意事項 ア 提出書類は、配布の様式により作成することとし、秘密保持に関する誓約書（様式第１号）を提出すること。なお、提出期限を過ぎてからの資料の差し替え及び再提出は原則認めない。 イ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書に関し、本市より説明を求められた場合には、その求めに応じること。 ウ 競争参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（競争参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、令和７年４月２５日（金）までに申請書等を提出した者（共同企業体の場合はその代表者）に対し、書面により通知する。 エ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の作成、提出に係る費用は、応募者の負担とする。 ６ 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明 （１）競争参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。 （２）市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１４日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答

新

技術提案書作成要領

1 総則

技術提案書の用紙サイズは A3 片面使いとする。全体の用紙枚数は、表紙や指定様式を除き、各項目の指定枚数以内とすること。また、技術提案書には正本を除き会社名等は記載しないこと。

2 求める技術提案

(1) 次に掲げる項目の技術提案について、指定の用紙枚数の範囲内で記述すること（様式任意）。なお、当該項目名称を必ず記入すること。文字の大きさは 10、5 ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とする。

番号	項目	用紙サイズ	用紙枚数
①	業務全般 ・業務実施方針	A3	1 枚以内
②	事業費・工期 ・概算事業費 ・工期計画		1 枚以内及び指定様式 別途指定様式 様式第 8-2 号別紙 1(A4)、別紙 2、 様式第 9 号(A4)
③	実施設計 ・実施設計段階の実施方針に関する概算 ・要求水準書で示した内容概算		5 枚以内
④	工事施工 ・施工段階の実施方針に関する概算 ・刈谷市内事業者の活用に関する概算		3 枚以内
⑤	その他 ・自由概算		1 枚以内

(2) 各項目等について、以下の点に留意して提案を行うこと。

- 「刈谷城石垣隔柵整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル 業務要求水準書」（以下「業務要求水準書」という。）を満たす提案とすること。
- 文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図、エスキス及びスケッチを記載又は貼付することができる。

旧

技術提案書作成要領

1 総則

技術提案書の用紙サイズは A3 片面使いとする。全体の用紙枚数は、表紙や指定様式を除き、各項目の指定枚数以内とすること。また、技術提案書には正本を除き会社名等は記載しないこと。

2 求める技術提案

(1) 次に掲げる項目の技術提案について、指定の用紙枚数の範囲内で記述すること（様式任意）。なお、当該項目名称を必ず記入すること。文字の大きさは 10 ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とする。

番号	項目	用紙サイズ	用紙枚数
①	業務全般 ・業務実施方針	A3	1 枚以内
②	事業費・工期 ・概算事業費 ・工期計画		1 枚以内及び指定様式 別途指定様式 様式第 8-2 号別紙 1(A4)、別紙 2、 様式第 9 号(A4)
③	実施設計 ・実施設計段階の実施方針に関する概算 ・要求水準書で示した内容概算		5 枚以内
④	工事施工 ・施工段階の実施方針に関する概算 ・刈谷市内事業者の活用に関する概算		3 枚以内
⑤	その他 ・自由概算		1 枚以内

(2) 各項目等について、以下の点に留意して提案を行うこと。

- 「刈谷城石垣隔柵整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル 業務要求水準書」（以下「業務要求水準書」という。）を満たす提案とすること。
- 文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図、エスキス及びスケッチを記載又は貼付することができる。

新	旧												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 256 416 395"></td><td data-bbox="416 256 1003 395"> ユニバーサルデザイン ・現場視察等に関する提案 ・要求水準書で示した内容以外での基本設計の改善提案 - Ex) ・施設の維持管理や修繕を容易にするための提案 ・価格は変わらないが、それ以上に品質・性能が向上する提案 など </td></tr> <tr> <td data-bbox="224 395 416 746"> 工事施工 ・施工段階の実施方針に関する提案 ・刈谷市内事業者の活用に関する提案 (A3×3枚以内) </td><td data-bbox="416 395 1003 746"> ○工事施工において実施、実現できる効果的で具体的な取組みを以下の点について提案すること。 (1) 施工段階の実施方針に関する提案 ・施工を円滑に進めるための地域・関係者とのコミュニケーション方法 ・公園利用者への安全対策等の配慮 ・品質を確保するための手法（建造物や石垣の意匠に関する品質など） ・工事中的コスト増加を抑制するためのコントロール手法 (2) 刈谷市内事業者の活用に関する提案 ・市内建設関連事業者の活用方法 ・市内事業者からの建設資材・機材等のリース・購入計画 ・その他市内事業者の活用方法 ・上記の履行確認・モニタリング方法 </td></tr> <tr> <td data-bbox="224 746 416 810"> その他 ・自由提案 (A3×1枚以内) </td><td data-bbox="416 746 1003 810"> ○企業の強み、特徴、本件への貢献が期待出来る提案、上記の評価項目に関する更なる提案 など </td></tr> </table>		ユニバーサルデザイン ・現場視察等に関する提案 ・要求水準書で示した内容以外での基本設計の改善提案 - Ex) ・施設の維持管理や修繕を容易にするための提案 ・価格は変わらないが、それ以上に品質・性能が向上する提案 など	工事施工 ・施工段階の実施方針に関する提案 ・刈谷市内事業者の活用に関する提案 (A3×3枚以内)	○工事施工において実施、実現できる効果的で具体的な取組みを以下の点について提案すること。 (1) 施工段階の実施方針に関する提案 ・施工を円滑に進めるための地域・関係者とのコミュニケーション方法 ・公園利用者への安全対策等の配慮 ・品質を確保するための手法（建造物や石垣の意匠に関する品質など） ・工事中的コスト増加を抑制するためのコントロール手法 (2) 刈谷市内事業者の活用に関する提案 ・市内建設関連事業者の活用方法 ・市内事業者からの建設資材・機材等のリース・購入計画 ・その他市内事業者の活用方法 ・上記の履行確認・モニタリング方法	その他 ・自由提案 (A3×1枚以内)	○企業の強み、特徴、本件への貢献が期待出来る提案、上記の評価項目に関する更なる提案 など	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1281 256 1473 395"></td><td data-bbox="1473 256 2047 395"> ユニバーサルデザイン ・現場視察等に関する提案 ・要求水準書で示した内容以外での基本設計の改善提案 - Ex) ・施設の維持管理や修繕を容易にするための提案 ・価格は変わらないが、それ以上に品質・性能が向上する提案 など </td></tr> <tr> <td data-bbox="1281 395 1473 746"> 工事施工 ・施工段階の実施方針に関する提案 ・刈谷市内事業者の活用に関する提案 (A3×3枚以内) </td><td data-bbox="1473 395 2047 746"> ○工事施工において実施、実現できる効果的で具体的な取組みを以下の点について提案すること。 (1) 施工段階の実施方針に関する提案 ・施工を円滑に進めるための地域・関係者とのコミュニケーション方法 ・公園利用者への安全対策等の配慮 ・品質を確保するための手法（建造物や石垣の意匠に関する品質など） ・工事中的コスト増加を抑制するためのコントロール手法 (2) 刈谷市内事業者の活用に関する提案 ・市内建設関連事業者の活用方法 ・市内事業者からの建設資材・機材等のリース・購入計画 ・その他市内事業者の活用方法 ・上記の履行確認・モニタリング方法 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1281 746 1473 810"> その他 ・自由提案 (A3×1枚以内) </td><td data-bbox="1473 746 2047 810"> ○企業の強み、特徴、本件への貢献が期待出来る提案、上記の評価項目に関する更なる提案 など </td></tr> </table>		ユニバーサルデザイン ・現場視察等に関する提案 ・要求水準書で示した内容以外での基本設計の改善提案 - Ex) ・施設の維持管理や修繕を容易にするための提案 ・価格は変わらないが、それ以上に品質・性能が向上する提案 など	工事施工 ・施工段階の実施方針に関する提案 ・刈谷市内事業者の活用に関する提案 (A3×3枚以内)	○工事施工において実施、実現できる効果的で具体的な取組みを以下の点について提案すること。 (1) 施工段階の実施方針に関する提案 ・施工を円滑に進めるための地域・関係者とのコミュニケーション方法 ・公園利用者への安全対策等の配慮 ・品質を確保するための手法（建造物や石垣の意匠に関する品質など） ・工事中的コスト増加を抑制するためのコントロール手法 (2) 刈谷市内事業者の活用に関する提案 ・市内建設関連事業者の活用方法 ・市内事業者からの建設資材・機材等のリース・購入計画 ・その他市内事業者の活用方法 ・上記の履行確認・モニタリング方法	その他 ・自由提案 (A3×1枚以内)	○企業の強み、特徴、本件への貢献が期待出来る提案、上記の評価項目に関する更なる提案 など
	ユニバーサルデザイン ・現場視察等に関する提案 ・要求水準書で示した内容以外での基本設計の改善提案 - Ex) ・施設の維持管理や修繕を容易にするための提案 ・価格は変わらないが、それ以上に品質・性能が向上する提案 など												
工事施工 ・施工段階の実施方針に関する提案 ・刈谷市内事業者の活用に関する提案 (A3×3枚以内)	○工事施工において実施、実現できる効果的で具体的な取組みを以下の点について提案すること。 (1) 施工段階の実施方針に関する提案 ・施工を円滑に進めるための地域・関係者とのコミュニケーション方法 ・公園利用者への安全対策等の配慮 ・品質を確保するための手法（建造物や石垣の意匠に関する品質など） ・工事中的コスト増加を抑制するためのコントロール手法 (2) 刈谷市内事業者の活用に関する提案 ・市内建設関連事業者の活用方法 ・市内事業者からの建設資材・機材等のリース・購入計画 ・その他市内事業者の活用方法 ・上記の履行確認・モニタリング方法												
その他 ・自由提案 (A3×1枚以内)	○企業の強み、特徴、本件への貢献が期待出来る提案、上記の評価項目に関する更なる提案 など												
	ユニバーサルデザイン ・現場視察等に関する提案 ・要求水準書で示した内容以外での基本設計の改善提案 - Ex) ・施設の維持管理や修繕を容易にするための提案 ・価格は変わらないが、それ以上に品質・性能が向上する提案 など												
工事施工 ・施工段階の実施方針に関する提案 ・刈谷市内事業者の活用に関する提案 (A3×3枚以内)	○工事施工において実施、実現できる効果的で具体的な取組みを以下の点について提案すること。 (1) 施工段階の実施方針に関する提案 ・施工を円滑に進めるための地域・関係者とのコミュニケーション方法 ・公園利用者への安全対策等の配慮 ・品質を確保するための手法（建造物や石垣の意匠に関する品質など） ・工事中的コスト増加を抑制するためのコントロール手法 (2) 刈谷市内事業者の活用に関する提案 ・市内建設関連事業者の活用方法 ・市内事業者からの建設資材・機材等のリース・購入計画 ・その他市内事業者の活用方法 ・上記の履行確認・モニタリング方法												
その他 ・自由提案 (A3×1枚以内)	○企業の強み、特徴、本件への貢献が期待出来る提案、上記の評価項目に関する更なる提案 など												
※ 文字の大きさは10、5ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とする。	※ 文字の大きさは10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とする。												